

令和5年(伊)第2号 移送申立事件

決 定

広島市中区上八丁堀5-5 セントラルメゾン上八丁堀1階

申立人(被告) 福 永 孝

広島県庄原市三日市町309

相手方(原告) 高 野 邦 夫

上記当事者間の令和5年(伊)第6号損害賠償請求事件について、申立人から移送の申立てがあったので、相手方の意見を聴き、次のとおり決定する。

主 文

本件訴訟を広島地方裁判所三次支部に移送する。

理 由

本件訴訟の事案からすると、比較的軽微な事件を簡易迅速に処理することを目的とする簡易裁判所の審理にはなじまず、地方裁判所において審理することが相当である。

よって、本件申立てには理由があるから、民事訴訟法18条に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年9月19日

庄原簡易裁判所

裁 判 官 須 谷 好 晴

これは謄本である。

令和5年9月19日

庄原簡易裁判所

裁判所書記官 山 徳 眞

